大和市公告第127号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第70条第1項の規定により建築協定書が提出されたので、同法第71条の規定により当該書類を次のとおり関係人の縦覧に供する。

平成30年12月10日

大和市長 大 木 哲

1 建築協定の名称 相鉄上和田第3地区建築協定

2 協定区域の地名地番 大和市上和田字新道430番1、3から5まで、7から14まで及び

17、431番3、4、6、8から10まで及び14から16まで、

432番1から6まで、433番1から5まで、434番1、7から

12まで、21から23まで及び25、435番1、4から10まで、

12から16まで、25及び26、436番1から8まで、437番

1から3まで及び5から9まで、438番1から9まで、439番1、

3、4及び6から11まで並びに440番13

3 代表者の住所 大和市上和田434番地12

4 代表者の氏名 鈴木 迪夫

5 縦覧の場所 大和市街づくり計画部建築指導課(市役所本庁舎4階)

6 縦覧期間 平成30年12月10日(月)から平成31年1月11日(金)まで。

ただし、大和市の休日を定める条例(平成元年大和市条例第3号)第

1条第1項に規定する休日を除く。

7 縦覧時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで